

入所利用料金 一覧表 《 個室 ご利用 》
内容

介護老人保健施設 藤崎苑

1割

2024年8月1日より適用

第4段階の方 (◎基準負担額)

(単位:円)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)
要介護1	727	21,810	1,445	43,350	1,728	51,840	3,900	117,000
要介護2	774	23,220					3,947	118,410
要介護3	840	25,200					4,013	120,390
要介護4	896	26,880					4,069	122,070
要介護5	945	28,350					4,118	123,540

第3段階②の方(◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入等が年額120万円超えの方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)
要介護1	727	21,810	1,360	40,800	1,370	41,100	3,457	103,710
要介護2	774	23,220					3,504	105,120
要介護3	840	25,200					3,570	107,100
要介護4	896	26,880					3,626	108,780
要介護5	945	28,350					3,675	110,250

第3段階①の方(◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入等が年額80万円超～120万円以下の方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)
要介護1	727	21,810	650	19,500	1,370	41,100	2,747	82,410
要介護2	774	23,220					2,794	83,820
要介護3	840	25,200					2,860	85,800
要介護4	896	26,880					2,916	87,480
要介護5	945	28,350					2,965	88,950

第2段階の方(◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入等が年額80万円以下の方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)
要介護1	727	21,810	390	11,700	550	16,500	1,667	50,010
要介護2	774	23,220					1,714	51,420
要介護3	840	25,200					1,780	53,400
要介護4	896	26,880					1,836	55,080
要介護5	945	28,350					1,885	56,550

第1段階の方(◎世帯全員が市町村民税非課税かつ老齢福祉年金受給の方 ◎生活保護受給の方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)
要介護1	727	21,810	300	9,000	550	16,500	1,577	47,310
要介護2	774	23,220					1,624	48,720
要介護3	840	25,200					1,690	50,700
要介護4	896	26,880					1,746	52,380
要介護5	945	28,350					1,795	53,850

【 特別な室料 】

	各フロア	設え	貸出	日額	月額(30日)
個室	老健3階(4床)	洗面台・洋式トイレ	冷蔵庫・テレビ	1,650	49,500
	北2階(10床)	洗面化粧台		1,650	49,500
	老健2階(4床)	洗面台		1,100	33,000

第4段階の方 (◎基準負担額) (単位:円)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)
要介護1	805	24,150	1,445	43,350	437	13,110	2,687	80,610
要介護2	855	25,650					2,737	82,110
要介護3	921	27,630					2,803	84,090
要介護4	975	29,250					2,857	85,710
要介護5	1,027	30,810					2,909	87,270

第3段階②の方(◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入等が年額120万円超えの方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)
要介護1	805	24,150	1,360	40,800	430	12,900	2,595	77,850
要介護2	855	25,650					2,645	79,350
要介護3	921	27,630					2,711	81,330
要介護4	975	29,250					2,765	82,950
要介護5	1,027	30,810					2,817	84,510

第3段階①の方(◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入等が年額80万円超～120万円以下の方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)
要介護1	805	24,150	650	19,500	430	12,900	1,885	56,550
要介護2	855	25,650					1,935	58,050
要介護3	921	27,630					2,001	60,030
要介護4	975	29,250					2,055	61,650
要介護5	1,027	30,810					2,107	63,210

第2段階の方(◎世帯全員(本人を含む)が市町村民税非課税かつ年金収入等が年額80万円以下の方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(31日)	日額	月額(30日)
要介護1	805	24,150	390	11,700	430	12,900	1,625	48,750
要介護2	855	25,650					1,675	50,250
要介護3	921	27,630					1,741	52,230
要介護4	975	29,250					1,795	53,850
要介護5	1,027	30,810					1,847	55,410

第1段階の方(◎世帯全員が市町村民税非課税かつ老齢福祉年金受給の方 ◎生活保護受給の方)

	①施設介護サービス費 (基本サービス費)		②食費		③居住費		概算合計(①+②+③)	
	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	日額	月額(30日)	※日額	※月額(30日)
要介護1	805	24,150	300	9,000	0	0	1,105	33,150
要介護2	855	25,650					1,155	34,650
要介護3	921	27,630					1,221	36,630
要介護4	975	29,250					1,275	38,250
要介護5	1,027	30,810					1,327	39,810

【 特別な室料 】

2人部屋	各フロア	貸出	備え	日額	月額(30日)
	老健3階(6床)	冷蔵庫		550	16,500
	老健2階(6床)			550	16,500

※ご利用者の状況により必要となるサービス

1割 (円)

実施サービス内容	日額	月額(30日)	内容
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100	高齢者虐待防止の為の適切な措置を講じていない場合
業務継続計画未策定減算		-3/100	業務継続計画が策定されていない場合
身体拘束廃止未実施減		90/100	身体拘束適正化の為の適切な措置を講じていない場合
安全管理体制未実施減算/日	-5	-153	事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
栄養ケア・マネジメントを実施していない場合/日	-15	-426	栄養ケア・マネジメントが実施できていない場合
夜勤職員配置加算/日	25	730	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たす場合
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)/回	262		入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること、かつ集中的なリハビリテーションを週3回以上行った場合(入所後3か月以内)/回
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)/回	203		集中的なリハビリテーションを週3回以上行った場合(入所後3か月以内)/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)/回	244		入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、生活機能の回復を目的とした集中的個別リハビリを行った場合(入所後3か月以内/週3回以内)/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)/回	122		生活機能の回復を目的とした集中的個別リハビリを行った場合(入所後3か月以内/週3回以内)/回
認知症ケア加算[専門棟のみ]/日	77	2,312	認知症専門棟において認知症に対応した処遇を受けることが適当であると医師が認めた者に対して介護保健施設サービスを実施した場合
若年認知症入所者受入加算/日	122	3,651	若年性認知症利用者に対して介護保健施設サービスを行った場合(1日につき/65歳誕生日の前々日まで)
外泊時費用/日	367		外泊時、所定単位数に代えて(1月に6日を限度)
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	812		外泊時、介護老人福祉施設等により在宅サービスを利用した場合所定単位数に代えて(1月に6日を限度)
ターミナルケア加算31-45	73		亡くなられた日の31日前から45日前に終末期におけるケアを行った場合
ターミナルケア加算4-30	163		亡くなられた日の4日前から30日前に終末期におけるケアを行った場合
ターミナルケア加算2-3	923		亡くなられた日の2日前から3日前に終末期におけるケアを行った場合
ターミナルケア加算1	1,927		亡くなられた当日に終末期におけるケアを行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	52	1,552	当該施設における施設基準を満たした場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	52	1,552	当該施設における施設基準を満たした場合
初期加算(Ⅰ)/30日	61	1,826	入所後30日間に限り(※当該介護老人保健施設の空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、地域の医療機関に定期的に情報を共有している場合)
初期加算(Ⅱ)/30日	31	913	入所後30日間に限り(※過去3ヶ月に老健施設に入所したことがない方が対象)
退所時栄養情報連携加算(1回限度)	71		特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者で管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合(※栄養マネジメント強化加算を算定している場合は算定しない)
再入所時栄養連携加算(1回限度)	203		再入所時に以前より大きく異なる栄養管理が必要となり入所元の医療機関の管理栄養士と連携を行った場合
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)/回	457		入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画を作成した場合(1回を限度)
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)/回	487		(Ⅰ)を満たし、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合(1回を限度)
試行的退所時指導加算/回	406		試行的退所に係るものについて、退所後の療養上の指導を実施した場合(1回を限度)
退所時情報提供加算(Ⅰ)/回	507		退所後の主治医に対して、文章にて診療状況等(心身の状況・生活歴・認知機能等)を示した場合※入所者が居宅へ退所した場合
退所時情報提供加算(Ⅱ)/回	254		退所後の主治医に対して、文章にて診療状況等(心身の状況・生活歴・認知機能等)を示した場合※入所者が医療機関へ退所した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)/回	609		入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し退所後の介護サービス利用方針を定め、かつ退所前居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス利用に係る調整を行った場合
入退所前連携加算(Ⅱ)/回	406		退所前に居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス利用上、必要な調整を行った場合

訪問看護指示加算/回	305		退所時に訪問看護指示書を交付した場合(1回を限度)
協力医療機関連携加算(1)(R6年度 まで)/月		102	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合及び協力医療機関3要件を満たす場合
協力医療機関連携加算(1)(R7年度 から)/月		51	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合及び協力医療機関3要件を満たす場合
協力医療機関連携加算(2)/月		5	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
栄養マネジメント強化加算/日	12	335	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合
経口移行加算/180日以内	29	852	経管による食事の摂取から、経口による食事の摂取を進める計画を作成し支援を実施した場合
経口維持加算Ⅰ/月		406	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に経口維持計画を作成し支援を実施した場合
経口維持加算Ⅱ/月		102	(Ⅰ)を満たし、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)/月		92	口腔ケアを個別に月2回以上行った場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)/月		112	(Ⅰ)を満たし、口腔衛生等の管理計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
療養食加算/回	6	548	医師の指示に基づく療養食を提供/食数
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	142		かかりつけ医に対し入所後処方内容変更の可能性を説明、合意を得た上で入所中服用薬剤の総合的評価を行い、退所時又は退所後1月以内に評価内容、処方内容変更した際の経緯及び状態を情報提供を行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	71		入所中服用薬剤の総合的評価を行い、退所時又は退所後1月以内に評価内容、処方内容変更した際の経緯及び状態を情報提供を行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	244		(Ⅰ)を算定し、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たり必要な情報を活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	102		(Ⅰ)(Ⅱ)を算定し、6種類以上の内服薬を1種類以上減少させた場合
緊急時治療管理	526		救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理を実施した場合。(1日につき/3日を限度)
特定治療			
所定疾患施設療養費Ⅰ	243		所定疾患(肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪)の治療を行った場合(1日につき/7日を限度)
所定疾患施設療養費Ⅱ	487		(Ⅰ)を満たし介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している場合(1日につき/10日を限度)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)/回	3		認知症介護実践リーダー研修修了者数が基準を満たし、認知症ケアに関する指導を定期的に行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)/回	4		(Ⅰ)の要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、指導、研修を実施している場合
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)/月		153	厚生労働省が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合(認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者の1名以上の配置等)
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)/月		122	厚生労働省が定める者に対し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合(認知症介護に係る専門的な研修を終了している者の1名以上の配置等)
認知症行動心理症状緊急対応加算	203		認知症状態により緊急に入所した場合(7日を限度)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)/月		54	リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合(※口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定していること)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)/月		34	リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)/月		3	褥瘡ケア計画を作成し、定期的な評価を行った上、情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)/月		14	(Ⅰ)を満たし、評価にて褥瘡が認められた入所者について、当該褥瘡が治癒したこと、又は施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない場合
排泄支援加算(Ⅰ)		11	排泄支援計画を作成し定期的な評価を行った上、情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合
排泄支援加算(Ⅱ)		16	(Ⅰ)を満たし、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと、又はおむつ使用なしに改善している場合、又は尿道カテーテルが留置されていた者であって要介護状態の軽減が見込まれる者について、尿道カテーテルが抜去された場合
排泄支援加算(Ⅲ)		21	(Ⅰ)(Ⅱ)を掲げる基準のいずれにも適合する場合
自立支援推進加算/月		305	医師が自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行い、多職種で行う自立支援に係る支援計画等の策定等に参加し、医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合

科学的介護推進体制加算(Ⅰ)/月		41	入所者ごとの基本的な情報を、厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)/月		61	(Ⅰ)に加え、入所者ごとの疾病、服薬の状況等を含める場合
安全対策体制加算(入所中1回)		21	事故発生の防止のための体制に加え、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を整えている場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)/月		11	第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している場合及び定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年1回以上参加している場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)/月		5	上記に加えて診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合
新興感染症等施設療養費/日	244		新興感染症等に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合(1月に1回、連続する5日を限度に算定)
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)/月		102	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)/月		11	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	23	670	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上、又は勤務年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上である場合
サービス提供体制強化加算Ⅱ	19	548	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	183	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上、又は看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上、又は勤務年数7年以上の者の占める割合が100分30以上である場合
介護職員等処遇改善加算			(所定単位数 × 厚生労働大臣告示率)

※その他の取り扱いについては介護保険法の扱いに応じた金額になります。

【その他御利用時の実費料金】

立替金 理美容代	理美容業者が来苑	1,000円～
文書料	年金・健康・死亡診断書 等	3,300円～
	成年後見人診断書	5,500円～
	入所費支払証明書	1,700円～
予防接種等	実費	
教養娯楽費	実費	
電気料金	1日・1品目当たり80円	
振込手数料・口座手数料	160円(コンビニ払い込み)/165円(口座引落)	
エンゼルケア	11,000円(死後の処置を行った場合)	

◆ クリーニングにつきましては、洗濯代行サービス業者との個別契約となります。